

## 新居浜工業高等専門学校核燃料物質保管管理要項

平成25年10月3日要項第3号

最終改正 令和3年3月30日

### (目的)

第1条 本要項は、新居浜工業高等専門学校（以下、「本校」という。）が保有する核燃料物質（以下、「当該物質」という。）の適正かつ安全な保管管理及び計量管理を円滑に行うことを目的とする。

### (組織)

第2条 当該物質の保管管理及び計量管理業務（以下「業務」という。）を行うため、別紙1組織図のとおり本校リスク管理室の下に核燃料物質管理チーム（以下、「管理チーム」という。）を置く。

2 管理チームは、国立高等専門学校機構財務課財務企画係及び本校リスク管理室の指導の下に業務を行う。

3 管理チームは、下記の者で構成する。

(1) 生物応用化学科主任

(2) 生物応用化学科副主任

(3) 総務課長

(4) 技術職員（第3部門）

(5) 校長が指名する者（第1種放射線取扱主任者）

4 管理チームの責任者は、前項第1号の者をもって充てる。

### (保管管理)

第3条 管理チームは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質の使用等に関する規則に基づき、当該物質を保管管理しなければならない。

2 保管管理上必要な線量の測定及び記録は、定期的を実施し、保存するものとする。

3 保管管理に係る原子力規制委員会、文部科学省その他の関係機関への報告等は、総務課において前項の記録に基づき、リスク管理室長を経て報告するものとする。

### (計量管理)

第4条 管理チームは、国際規制物資の使用等に関する規則及び本校計量管理規定に基づき、当該物質を計量管理しなければならない。

2 計量管理上必要な当該物質の計量及び記録は、定期的を実施し、保存するものとする。

3 計量管理に係る関係機関への報告等は、前条第3項を準用する。

### (核燃料物質の使用許可書等の保管)

第5条 当該物質に係る原子力規制委員会の使用許可書及び計量管理規定の認可書（それぞれ変更分を含む。）は、総務課において保存するものとする。

2 公益財団法人日本分析センターによる「分析結果報告書」も前項に準じて保存するものとする。

### (管理区域等への立入り等)

第6条 当該物質の管理区域及び周辺監視区域への立入りは、管理チームが認めた者に限るものとする。

2 核燃料貯蔵所の鍵は、管理チームの責任者が管理するものとする。

3 核燃料貯蔵庫の鍵は、管理チームの責任者及び総務課長が管理するものとする。

(保安訓練・教育)

第7条 保安訓練は、本校消防計画等に則り実施するものとする。

2 保安教育として、管理チーム及び関係教職員を学内外の研修会等に積極的に参加させるものとする。

(災害時の連絡体制)

第8条 災害時の連絡体制は、別紙2のとおりとし、本校消防計画に基づく災害時の防災組織と連携し、被害を最小限に抑えることに努めるものとする。

(健康診断等)

第9条 管理区域内で業務に携わる者には、ガラスバッジによる線量のモニタリングを行うとともに特殊健康診断を実施するものとする。

(経費)

第10条 当該物質の保管管理に必要な経費（健康診断に係る経費は除く。）は、管理経費をもって充てる。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、当該物質の保管管理に関し必要な事項は、別に定める。

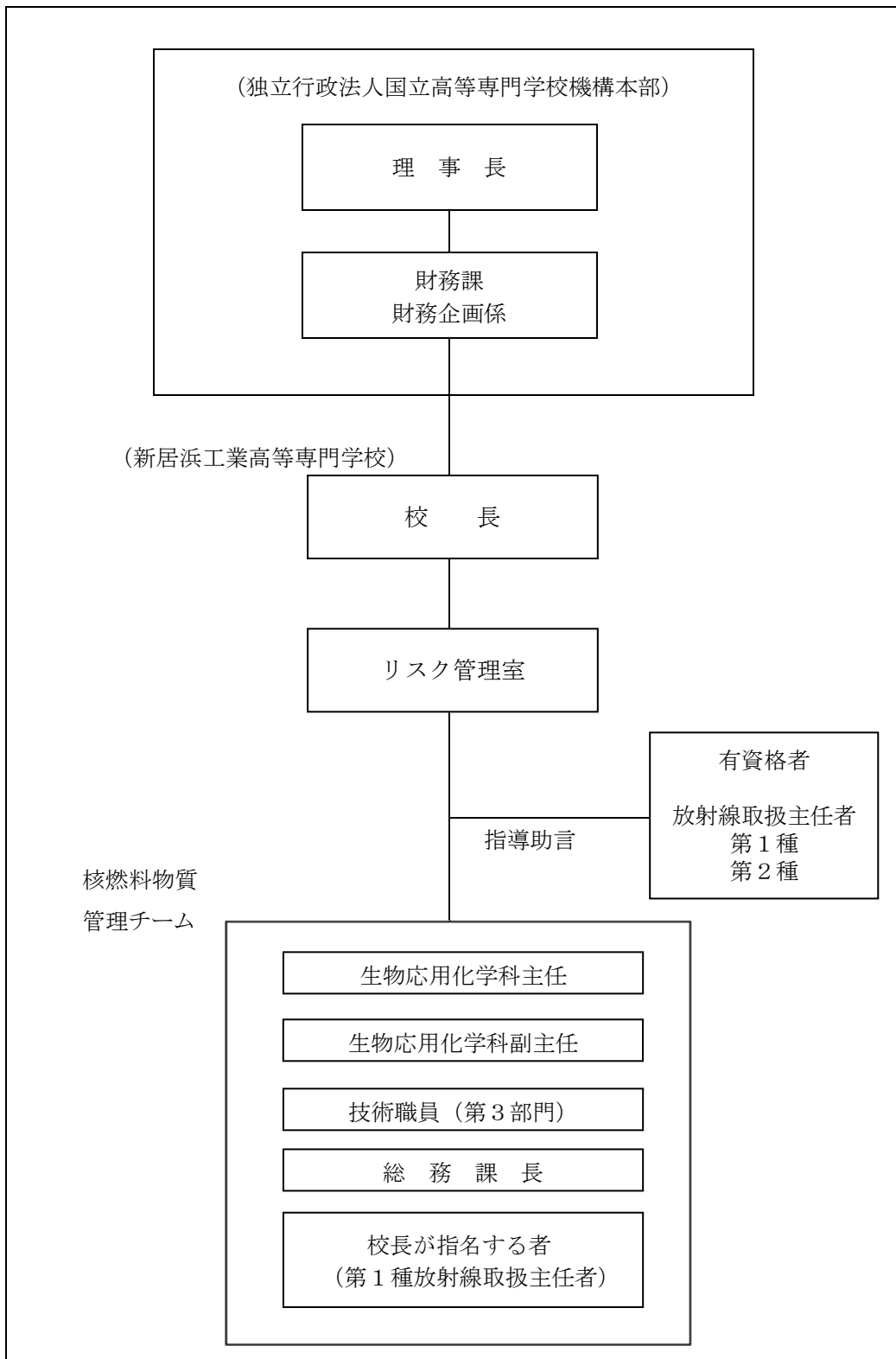
附 則

この要項は、平成25年10月3日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 一部改正）

この要項は、令和3年3月30日から施行する。

別紙1 組織図（管理体制）



別紙2 災害時の連絡体制

